

平成 30 年 12 月 14 日

各 位

会社名 東京貴宝株式会社
代表者 代表取締役社長 政木 喜仁
(コード番号 7597)
問合せ先 執行役員管理部長 染 未良生
(TEL 03-3834-6261)

第三者委員会の調査報告書の受領及び調査結果に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 1 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表致しましたとおり、前代表取締役社長による不適切な取引について、これまで当社と利害関係を有していなかった外部専門家たる弁護士・公認会計士による第三者委員会（委員長：飯塚孝徳弁護士）を設置し、当社から独立しかつ客観的な調査を実施してまいりました。

本日、第三者委員会から「調査報告書」を受領いたしましたので、その内容と今後の当社の対応方針につき、以下のとおりお知らせ致します。

なお、「調査報告書」では一部を除き社外の取引先および社内外の個人名等に関しては、個人情報等を考慮し匿名としております。

記

1. 第三者委員会の調査結果

第三者委員会の調査結果につきましては、別添の「調査報告書」のとおりです。

2. 第三者委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた実行すべき再発防止策の提言を受け止め、下記の再発防止策を実行してまいります。

1. 経営陣における責任の徹底、コンプライアンス意識及び執行能力を持った取締役・監査役・管理職の採用・登用。
2. 役員に対するコンプライアンス意識の周知及び徹底のための研修・教育
3. 内部通報制度の導入
4. ワンマン経営から脱却するための相互牽制が可能な業務プロセスの見直し
5. 取締役会・監査役会における協議の充実化
6. 監査役監査及び内部監査の充実と連携強化

再発防止策の具体的な内容につきましては、「調査報告書」をご参照ください。

関係者の処分につきましては、後日決定次第速やかに開示致します。

なお、本件不適切行為による影響額につきましては「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、提出期限を延長させていただいていた「平成31年3月期第2四半期報告書」についても、本日開示致します。

当社がこの度の不正行為を未然に防止することができなかったことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに、株主・投資家をはじめ多くのステークホルダーの皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことをお詫び申し上げます。

今後は、全社をあげて再発防止策を実行し信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

東京貴宝株式会社 御中

平成 30 年 12 月 14 日

調 査 報 告 書

第三者委員会

委員長 弁護士 飯 塚 孝 徳

委 員 弁護士 森 直 樹

委 員 公認会計士 村 井 直 志

目次

| | |
|---------------------------------------|---|
| 第1章 本調査の概要..... | 1 |
| 第1 調査委員会の設置経緯 | 1 |
| 第2 本調査の目的及び対象 | 1 |
| 第3 当委員会の構成と調査体制 | 1 |
| 第4 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置..... | 2 |
| 第5 調査期間 | 2 |
| 第6 調査方法 | 3 |
| 1 関係資料の精査 | 3 |
| 2 ヒアリング | 4 |
| 3 デジタルフォレンジック調査 | 4 |
| 4 アンケート調査 | 4 |
| (1) 社内アンケート | 4 |
| ア 実施方針 | 4 |
| イ 社内アンケート調査の実施方法及び回収状況 | 5 |
| ウ 社内アンケート調査の項目 | 5 |
| エ 社内アンケート調査の回答結果に対する対応 | 6 |
| (2) 社外アンケート | 6 |
| ア 実施方針 | 6 |
| イ 社外アンケート調査の実施方法及び回収状況 | 7 |
| ウ 社外アンケート調査の項目 | 7 |
| エ 社外アンケート調査の回答結果に対する対応 | 7 |
| 5 関連当事者取引についての把握 | 8 |
| (1) 実施方針 | 8 |
| (2) 関連当事者情報の把握調査の実施方法、回収状況、回答結果 | 8 |
| 6 申告窓口の設置 | 8 |
| (1) 設置方針 | 8 |
| (2) 申告窓口の設置方法及び受付状況 | 8 |
| (3) 申告窓口設置の結果に対する検討及び対応 | 8 |
| 第7 当委員会の開催状況 | 8 |

| | |
|---|-----------|
| 第 8 本調査の限界に係る留保..... | 9 |
| 第 2 章 東京貴宝の沿革、事業内容及び組織構成等 | 10 |
| 第 1 沿革等..... | 10 |
| 第 2 事業内容 | 11 |
| 第 3 組織 | 11 |
| 1 組織構成..... | 11 |
| 2 従業員..... | 12 |
| 第 3 章 不適切行為に係る判明事実（概要） | 13 |
| 第 1 当委員会が認定した不適切行為の概要..... | 13 |
| 1 総論 | 13 |
| 2 イースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替えと中川家への会社資金の還流 | 13 |
| 3 異常な消化仕入の戻り処理..... | 14 |
| 4 T3 等への金融支援..... | 14 |
| 第 2 不適切行為の関与者の概要 | 14 |
| 1 中川氏のプライベートカンパニーの概要 | 14 |
| (1) イースト | 14 |
| (2) プラス | 15 |
| (3) ジョイ | 16 |
| 2 その他外部関係者の概要..... | 16 |
| (1) T3..... | 16 |
| (2) T7..... | 17 |
| (3) T9..... | 17 |
| (4) T2..... | 18 |
| (5) T5..... | 18 |
| 第 3 イースト、プラス、ジョイの子会社性及び関連当事者性 | 18 |
| 1 会計評価の前提としての新大光宝石（改めジョイ）の歴史 | 18 |
| (1) 東京貴宝の店頭登録時の新大光宝石の取扱い..... | 18 |
| (2) 東京貴宝の店頭登録後も存在し続ける新大光宝石（改めジョイ） | 20 |
| (3) 新大光宝石（改めジョイ）が東京貴宝の子会社から外れた経緯..... | 22 |
| 2 子会社性について | 24 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 東京貴宝の判断 | 24 |
| (2) 当委員会としての検証及び調査 | 24 |
| ア 形式要件の検討 | 24 |
| (ア) 連結に関する諸規定 | 24 |
| (イ) 財規 第8条4項2号に関する、3社の当否の検討 | 26 |
| イ 実質要件の検討 | 27 |
| ウ 当委員会による子会社性に関する総合的な検討結果 | 28 |
| 3 関連当事者性について | 29 |
| (1) 東京貴宝の判断 | 29 |
| (2) 当委員会としての検証及び調査 | 29 |
| ア 形式要件の検討 | 29 |
| (ア) 関連当事者に関する諸規定 | 29 |
| (イ) 関連当事者に関する諸規定への当てはめ | 30 |
| イ 実質要件の検討 | 30 |
| (ア) 概略 | 31 |
| (イ) イースト | 31 |
| (ウ) プラス | 32 |
| (エ) ジョイ | 32 |
| (3) 当委員会による関連当事者性に関する総合的な検討結果 | 32 |

第4章 不適切行為に係る判明事実（各論）33

| | |
|--|----|
| 第1 当委員会が認定した不適切行為（イースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替え等） | 33 |
| 1 ジョイの財務指標の推移とジョイの実態 | 33 |
| (1) 仕入と売上の推移 | 33 |
| (2) 販売費及び一般管理費の推移 | 34 |
| (3) 営業外収益の推移 | 35 |
| (4) 営業外費用の推移 | 38 |
| (5) 資産（貸付金を除く。）の推移 | 39 |
| (6) 負債（借入金を除く。）及び純資産、当期純利益の推移 | 39 |
| 2 イースト・プラスを介した東京貴宝とジョイとの取引 | 40 |
| 3 ジョイに係る様々な隠蔽工作と異常性 | 40 |
| (1) ジョイ取引の前後に存在する“楯/シールド” | 40 |
| (2) 事務管理担当者の区別 | 41 |
| (3) 社長在庫用コードのためだけにシステム変更 | 41 |
| (4) 残高確認回避の痕跡 | 42 |

| | | |
|---|--|-----------|
| 4 | 4 社間の取引推移 | 42 |
| 5 | ジョイを通じた中川家の利得 | 44 |
| 第2 当委員会が認定した不適切行為（イースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替え等以外） | | |
| 1 | 1 売買取引を仮装した、金融支援スキーム | 49 |
| | (1) 概略 | 49 |
| | (2) ジョイを絡めた東京貴宝による金融支援スキーム | 50 |
| | ア 取引先である小売業者の資金繰りが窮している場合 | 50 |
| | イ 取引先であるメーカーの資金繰りが窮している場合 | 52 |
| | ウ 小括 | 54 |
| | (3) 東京貴宝の T3 に対する債権評価 | 56 |
| 2 | 2 異常な消化仕入の戻り処理 | 56 |
| | (1) 概要 | 56 |
| | (2) 具体例 | 57 |
| 3 | 3 当委員会が認定した不適切行為に関する財務諸表の修正について | 59 |
| 第3 本件不適切行為に関する法的評価 | | |
| 1 | 1 イースト、プラス、ジョイを利用した不適切取引と東京貴宝の利益・資金の流出 | 60 |
| | (1) 利益相反取引 | 60 |
| | ア 東京貴宝とイーストの取引 | 60 |
| | イ 東京貴宝とプラスの取引 | 60 |
| | ウ 東京貴宝とジョイの取引 | 60 |
| | (2) 競業取引 | 61 |
| | (3) 利益相反取引・競業取引に対する取締役による監視状況 | 61 |
| | ア 中川氏の行った取引に関与していた取締役 | 61 |
| | イ その他取締役 | 62 |
| | (4) 利益相反取引・競業取引に関する監査役及び会計監査人の監査の状況 | 62 |
| | ア 監査役について | 62 |
| | イ 会計監査人について | 62 |
| | (5) 損害について | 63 |
| | ア 利益相反取引に関する損害 | 63 |
| | イ 競業避止義務に関する損害 | 63 |
| 2 | 2 T3 等への金融支援 | 63 |
| 第5章 原因分析 | | |
| | | 64 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1 中川氏によるワンマン経営の弊害 | 64 |
| 1 ワンマン経営の常態化 | 64 |
| 2 ワンマン経営を可能ならしめた要因 | 65 |
| (1) 創業者からの信頼と創業者の退任による地位の確立 | 65 |
| (2) 東京貴宝の組織上の問題 | 65 |
| ア 取締役の役職体制及び役員を選任 | 65 |
| イ 東京貴宝における各種権限の掌握 | 66 |
| (3) 小括 | 67 |
| 第2 取締役（会）・監査役（会）による監視機能の不全 | 67 |
| 1 本件不適切行為の発見可能性 | 67 |
| 2 取締役（会）・監査役（会）による監視機能の不全 | 67 |
| 第3 役員のリスク認識及びコンプライアンス意識の欠如 | 68 |
| 第4 内部通報制度の不存在 | 69 |
| 第5 内部監査部門の体制不備及び機能不全 | 70 |
| 第6章 再発防止に向けた提言 | 71 |
| 第1 総論 | 71 |
| 第2 組織風土の改善（独裁的なワンマン経営からの脱却） | 71 |
| 第3 内部統制の再構築 | 72 |
| 1 取締役による利益相反取引に関するチェック体制の確保 | 72 |
| 2 取締役会・監査役会の機能の正常化 | 72 |
| 3 内部監査機能の正常化 | 73 |
| 4 特定の者への権限集中からの脱却 | 73 |
| 5 三様監査の体制強化 | 73 |
| 6 情報の共有化 | 74 |
| 7 伝票式会計における監査の実効性確保 | 74 |
| 8 業務フローに対する意識醸成 | 74 |
| 9 職務分掌規定の見直し | 75 |
| 10 異常点に対する感度の向上 | 75 |
| 第4 役員に対するコンプライアンス教育 | 75 |

| | |
|-------------------|----|
| 第5 内部通報制度の導入..... | 76 |
| 第6 適切な処分等の実施..... | 76 |
| 第7章 結語..... | 77 |

定義語一覧

| 定義語 | 内容 |
|--------------|--|
| a1 | 新大光宝石の元代表取締役。 |
| T1 | ジョイの取引先の1つ。 |
| イースト | 株式会社イースト（旧商号株式会社イースト・ウエスト）。 |
| 石塚氏 | 石塚秀樹氏。東京貴宝の取締役。 |
| T2 | 東京貴宝の取引先の1つ。 |
| n1 | 中川氏の娘で、ジョイの従業員。 |
| T3 | 東京貴宝の取引先の1つ。 |
| T4 | 東京貴宝の取引先の1つ。 |
| a2 | T3の代表取締役。 |
| a3 | イーストの元代表取締役。 |
| a4 | プラス設立時の代表取締役。 |
| a5 | a6の父親で、東京貴宝の元社外監査役。 |
| a6 | プラスの前身であるT6の創業者。 |
| a7 | 新大光宝石の元株主で、東京貴宝の元従業員。 |
| T5 | 東京貴宝の取引先の1つ。 |
| T6 | プラスの前身である株式会社。 |
| T7 | 東京貴宝の取引先の1つ。 |
| T8 | ジョイの取引先の1つ。 |
| a8 | T3の設立時の代表取締役。 |
| T9 | 東京貴宝の取引先の1つ。 |
| T10 | ジョイの取引先の1つ。 |
| T11 | ジョイの取引先の1つ。 |
| T12 | T2の前身である株式会社。 |
| 社外アンケート調査 | 当初事案及び類似事案の調査として、東京貴宝の取引先上位を中心に、かつ、明らかに当初事案及び類似事案に関係のないことが窺える取引先以外を対象として行われたアンケート調査。 |
| 社外アンケート調査対象者 | 社外アンケート調査の対象とされた東京貴宝の取引先。 |
| 社内アンケート調査 | 当初事案及び類似事案の調査として、東京貴宝役職員を対象として行われたアンケート調査。 |

| 定義語 | 内容 |
|--------------|--|
| 社内アンケート調査対象者 | 社内アンケート調査の対象とされた東京貴宝役職員。 |
| ジョイ | 株式会社ジョイ。 |
| 申告窓口 | 東京貴宝全役員・従業員及び受入れ出向社員、派遣社員、社内勤務の請負社員等を対象とした当初事案及び類似事案に係る情報を当委員会に提供するための窓口。 |
| 新大光宝石 | 新大光宝石株式会社（商号変更前の株式会社ジョイ）。 |
| T13 | 東京貴宝の創業者一族が保有する不動産管理会社。T4の親会社。 |
| 大光宝石 | 大光宝石株式会社（新大光宝石の前身）。 |
| a9 | T12の元代表取締役。T2の会長。 |
| a10 | T5の代表取締役。T2の会長であるa9の実弟。 |
| a11 | イーストの代表取締役。 |
| 調査対象期間 | 平成25年（2013年）3月期から平成31年（2019年）3月期第1四半期（自平成30年（2018年）4月1日至同年6月30日）までの期間 |
| a12 | T9の代表取締役。 |
| 当委員会 | 当初事案の認知を受けて平成30年（2018年）11月1日付けで設置された、外部の専門家等から構成される第三者委員会。 |
| 当初事案 | 東京貴宝が、監査法人から平成30年（2018年）10月中旬に同社の取引の一部について不適切な取引があるとの外部情報を入手した旨指摘を受けたことを契機として調査を行い、同社が同月26日に開示した、当時の代表取締役社長である中川氏が、第三者を介在させた同人のプライベートカンパニーとの取引などによる競業避止義務違反の疑いのある取引。 |
| 当初事案プレスリリース | 東京貴宝が平成30年（2018年）10月26日付けで公表した「不適切な取引の疑いの判明と調査委員会設置検討のお知らせ」と題するプレスリリース。 |
| 東京貴宝 | 東京貴宝株式会社。 |
| 中川氏 | 中川千秋元東京貴宝代表取締役。 |
| a13 | T2の代表取締役。 |
| T14 | T3の前身である株式会社。 |

| 定義語 | 内容 |
|---------|---|
| a14 | T14 の創業者。 |
| n2 | 中川氏の義理の母。 |
| a15 | 新大光宝石の元株主。東京貴宝の元常勤監査役。 |
| T15 | ジョイの取引先の 1 つ。 |
| プラス | 株式会社プラス。 |
| 本件不適切行為 | 中川氏が、取締役会への事前の承認や報告をすることなく、独断で行った、①プライベートカンパニーを利用した利益の付け替え及び中川氏個人と同人の親族への会社資金の還流、②①の結果としての異常な消化仕入の戻り処理、③東京貴宝と取引関係にある窮状にある企業に対する商品購入の形をとった金融支援等。 |
| 本調査 | 当委員会が東京貴宝から委託された、当初事案に係る事実調査、当該調査に基づく法令上及び会計上の問題点の分析、原因分析、再発防止策の提言、当初事案に類似する不適切行為の有無等に係る調査。 |
| T16 | ジョイの取引先の 1 つ。 |
| 類似事案 | 本調査の対象とされた、当初事案に類似する不適切行為。 |
| n3 | 中川氏の妻で、ジョイの代表取締役。 |
| a16 | プラスの代表取締役。 |
| a17 | T7 の元代表取締役。 |
| T17 | 東京貴宝の取引先の 1 つ。 |
| T18 | 東京貴宝の取引先の 1 つ。 |
| T19 | 東京貴宝の取引先の 1 つ。 |

第1章 本調査の概要

第1 調査委員会の設置経緯

東京貴宝株式会社（以下「東京貴宝」という。）は、平成30年（2018年）10月26日、東京貴宝の会計監査人である監査法人から同月中旬に東京貴宝の取引の一部について不適切な取引があるとの外部情報を入手した旨指摘を受けたことを契機として調査を行い、当時の代表取締役社長である中川千秋氏（以下「中川氏」という。）が第三者を介在させた中川氏のプライベートカンパニーとの取引などによる競業避止義務違反の疑いのある取引（以下「当初事案」という。）が存在することを認知したとして、これを開示するに至った。その上で東京貴宝は、客観的な視点から事実関係及び発生原因を調査するため、平成30年（2018年）11月1日開催の取締役会において、外部の専門家等から構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決定し、同日付けで「第三者委員会設置のお知らせ」と題するプレスリリース（以下「当初事案プレスリリース」という。）において当初事案の概要を公表するとともに、当委員会を設置することを併せて公表した。そして、東京貴宝は、同日、当委員会を設置し、当委員会に対し、後記第2で記載する事項を調査対象とする調査（以下「本調査」という。）を委託した。

第2 本調査の目的及び対象

東京貴宝は、当委員会に対し、当初事案に係る事実調査、当該調査に基づく法令上及び会計上の問題点の分析、原因分析、再発防止策の提言、当初事案に類似する不適切行為（以下「類似事案」という。）の有無等に係る業務を委託した（なお、本調査は、不適切行為の関与者の法的責任の追及を目的とするものではない。）。

第3 当委員会の構成と調査体制

当委員会の構成は、以下のとおりである。

| | | | |
|-----|---------------|--------------------------------------|--|
| 委員長 | 飯塚孝徳 (弁護士) | 平成8年 平成21年 平成23年 | 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 飯塚総合法律事務所パートナー（現職） (株)企業再生支援機構に出向し事業再生支援に従事（日本航空(株)等担当） 原子力損賠賠償紛争解決センター仲介委員（現職） |
| 委員 | 森直樹 (弁護士) | 平成13年 平成18年 平成21年 平成24年 | 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） LM法律事務所設立 同事務所パートナー (株)企業再生支援機構に出向し事業再生支援に従事（(株)ウィルコム等担当） LM法律事務所に復帰（現職） |

| | | | |
|----|-----------------|---|--|
| | | 平成 30 年 | JASDAQ 上場会社 X 社調査委員会委員 |
| 委員 | 村井直志 (公認会計士) | 平成 7 年 平成 10 年 平成 19 年 平成 25 年 | 公認会計士登録 公認会計士村井直志事務所開業 (現職) LDH (旧ライブドア) 清算業務支援 日本公認会計士協会第 34 回研究大会に 「CAAT で不正会計に対処する、EXCEL を 用いた異常点監査技法」選抜 |

また、本調査に当たっては、当委員会の直属として、以下の合計 9 名を調査補助者として任命した。委員及び調査補助者はいずれも、これまで東京貴宝と利害関係を有していない。さらに、本調査に当たって、東京貴宝の役職員 4 名で構成される事務局を設置した。

<LM 法律事務所>

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 弁護士 | 上野尚文 | 弁護士 | 小川貴大 |
| 弁護士 | 清水祐大 | | |

<弁護士法人ほくと総合法律事務所>

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 弁護士 | 倉橋博文 | 弁護士 | 横瀬大輝 |
| 弁護士 | 又吉重樹 | 弁護士 | 鈴木裕也 |

<中里会計事務所>

公認会計士 中里拓哉

<公認会計士・税理士・社会保険労務士 中雅俊事務所>

公認会計士 中 俊也

第 4 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置

当委員会は、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠したいわゆる第三者委員会であり、同ガイドライン及び「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」(日本取引所自主規制法人 平成 28 年 (2016 年) 2 月 24 日公表)を踏まえ、調査の遂行方法の決定につき完全な独立性を確保し、実効的な調査を実現することを東京貴宝と合意した。

第 5 調査期間

当委員会は、当委員会が設置された平成 30 年 (2018 年) 11 月 1 日から本報告書の提出日前日までを調査期間として、調査を行った。

第6 調査方法

当委員会は、本調査として、大要、以下のとおり、1から6の調査を行った。

1 関係資料の精査

当委員会は、各種規程類、決算書、税務申告書、売上傳票等を東京貴宝に対する開示依頼等を通じて入手し、これらの分析及び検証を行った。

なお、本件で問題となる株式会社イースト（以下「イースト」という。）、株式会社プラス（以下「プラス」という。）、株式会社ジョイ（以下「ジョイ」という。）では、手書きの元帳が用いられている。そのため、本調査にあたり必要に応じてデジタル化を行った。デジタル化した帳簿類は、イースト、プラス、ジョイ3社の総勘定元帳、仕訳日記帳、補助元帳、科目別補助残高一覧表等である。

デジタル化した結果、各社の税務申告の元になっている計算書類とデジタル化した復元データの合計値の間に、下記のような差異が生じている。

【イースト】

消費税税抜処理時の端数差額のみが生じている。

【プラス】

消費税税抜処理時の端数差額のみが生じている。

【ジョイ】

総勘定元帳は存在するが、以下のような状況となっている。また、貸倒計上、手形割引利息収入等、資料から直接的には把握できない取引など、推定により計上している項目がある。各期の修正事項等は以下のとおりである。

① 平成25年（2013年）8月期

総勘定元帳は存在しているが、一部科目について抜け落ちがあるため、一部科目の期首残高が不明であり、不明分に関し期首残高を仮払金として処理した。なお、損益科目の元帳は存在している。

| | | |
|----------|------------|-------------|
| 総額（単位：円） | 16,807,500 | |
| （内訳） | | |
| T9 | 11,000,000 | 預金入金 |
| T11 | 5,840,000 | 預金入金 |
| T8 | -50,000 | 預金出金 |
| T1 | 17,500 | ※売掛期首残の不一致分 |

上記のほか、消費税税抜処理時の端数差額が生じている。

② 平成26年（2014年）8月期

消費税税抜処理時の端数差額のみが生じている。

③ 平成 27 年（2015 年）8 月期～平成 30 年（2018 年）8 月期

現金出納帳、預金通帳（に出金先などをメモ書きしたもの）、売上・仕入帳、貸付・借入金の元帳以外の資料は存在しない。東京貴宝作成の総勘定元帳は現存していない。推定可能な箇所は推定して処理した。経費科目の選択・消費税課税・不課税処理の不明箇所があり、その点に関して期末に振替処理を行い決算書残高と一致させた。以上から、消費税税抜処理時の端数差額と若干の科目相違等が生じている。

【上記差異に対する当委員会の判断】

本調査において、上記の差異について当委員会で慎重に検討した結果、これらは誤差の範囲と判断し、デジタル化したデータを元に調査を進めることとし、必要に応じて原始証憑に遡り調査することとした。

2 ヒアリング

当委員会は、東京貴宝の役職員及び社外の関係者について、延べ 42 名に対するヒアリングを行った。

3 デジタルフォレンジック調査

当委員会は、デジタルフォレンジック業者として株式会社未来科学応用研究所を選定の上、当委員会が必要と判断した調査対象者が使用していた東京貴宝貸与の業務用パソコンに保存されていた電子データ及びメールサーバ上の電子メールデータのうち当委員会が必要と認めたものについて保全を行った。

保全を行った各データのうち、当委員会により選定した 93 件のキーワードによる検索を行い、各データの確認等を行ったが、当初事案及び類似事案に係るデータは見当たらなかった。

4 アンケート調査

(1) 社内アンケート

ア 実施方針

当委員会は、当初事案及び類似事案の調査として、東京貴宝役職員（以下「社内アンケート調査対象者」という。）を対象 [1] とするアンケート調査（以下「社内アンケート調査」という。）を行った。

¹ 2018 年 11 月 19 日時点に在籍する役職員を対象とした。

イ 社内アンケート調査の実施方法及び回収状況

社内アンケート調査対象者 94 名を対象とし、平成 30 年（2018 年）11 月 19 日に、当該対象者に対し、手渡しにより「アンケート協力をお願い」と題する書面を配布し、同月 26 日を期限として、当委員会委員宛に直接回答するよう要請した。その結果、社内アンケート調査に対し、92 名の回答を得た（回答率 97.9%）。なお、そのいずれの回答についても、当委員会が直接開封した。

ウ 社内アンケート調査の項目

社内アンケート調査の項目の内容は、下表のとおりである。

| 項目（概要） |
|---|
| 1 (1) 実在しない又は経済性に合わないと思われる取引を見たこと、聞いたことはありますか。又は、役員や職員に命じられ、そのような取引に関与させられたことがありますか。 |
| 1 (2) 前問の回答が「ある」の場合、 ア. 当該取引（又は当該取引を見聞きした時期、関与を要求された時期）はいつですか。 イ. 取引相手はどこですか。担当者のお名前も分かれば教えてください。 ウ. 東京貴宝の担当者（又は取引への関与を要求してきた者）は誰ですか。 エ. 当該取引について、他に認識にしている役員はいますか。いる場合、誰ですか。 |
| 1 (3) 当該取引について、実在しない又は経済性に合わないと思われた理由を教えてください。 |
| 2 (1) 東京貴宝において、適切な業務フローや意思決定の過程を経ずに実施された若しくはその可能性のある取引を見たこと、聞いたことはありますか。又は、役員若しくは職員に命じられ、そのような取引に関与させられたことがありますか。 |
| 2 (2) 前問の回答が「ある」の場合、 ア. 当該取引（又は当該取引を見聞きした時期、関与を要求された時期）はいつですか。 イ. 取引相手はどこですか。担当者のお名前も分かれば教えてください。 ウ. 東京貴宝の担当者（又は取引への関与を要求してきた者）は誰ですか。 エ. 当該取引について、他に認識にしている役員はいますか。いる場合、誰ですか。 |
| 2 (3) 当該取引について、適切な業務フローや意思決定の過程を経ずに実施された若しくはその可能性のあると思われた理由を教えてください。 |

| |
|---|
| 3 (1) 東京貴宝において中川千秋氏が直轄する、いわゆる社長案件又はその可能性があるとと思われる取引先がありますか。 |
| 3 (2) 前問の回答が「ある」の場合、 ア. 取引相手はどこですか。担当者のお名前も分かれば教えてください。 イ. 当該取引先について、他の役員はいわゆる社長案件と認識していましたか。 ウ. 前問の回答が「はい」の場合、その役員は誰ですか。 |
| 3 (3) 当該取引先について、中川千秋氏が直轄する、いわゆる社長案件又はその可能性があるとされた理由を教えてください。 |
| 4 (1) 東京貴宝に対する他社からの請求書の作成を、中川千秋氏をはじめ東京貴宝の誰かに頼まれ、実際に作成したことがありますか。 |
| 4 (2) 前問の回答が「ある」の場合、 ア. どこの会社の請求書を作成した、又は作成を依頼されたのですか。 イ. 請求書の作成を要求してきた者は誰ですか。 ウ. それはいつですか。 エ. どのような指示を受けましたか。 オ. その指示は、口頭でしたか。なにか資料やメモを渡されましたか。 カ. 当該メモ、メールその他資料はありますか。あればご提示ください。 |
| 5 その他、東京貴宝と他社との取引において、不正の疑いがあると思われる行為や不可解な取引、受発注、経理処理等を要求・命令されたこと、又は、そのような取引等を見た、聞いたことはありますか。 |

エ 社内アンケート調査の回答結果に対する対応

社内アンケート調査の回答結果を踏まえ、当委員会において調査が必要と判断した社内アンケート調査対象者に対し、ヒアリング（電話によるものを含む。）等の調査を行った。

なお、上記調査の結果、類似事案に係る情報は確認できなかった。

当委員会は本調査の対象外の事項であるがコンプライアンス上、検討の必要があると思われる事象に関しては、アンケート回答の匿名性を維持した上で、東京貴宝に情報を提供し、適切な措置を採るようその対応を東京貴宝に委ねた。

(2) 社外アンケート

ア 実施方針

当委員会は、当初事案及び類似事案の調査として、東京貴宝の取引先上位を中心に、かつ、明らかに当初事案及び類似事案に関係のないことが窺える取引先以外の

取引先（以下「社外アンケート調査対象者」という。）を対象 [2] とするアンケート調査（以下「社外アンケート調査」という。）を行った。

イ 社外アンケート調査の実施方法及び回収状況

社外アンケート調査対象者 67 名（社）を対象とし、平成 30 年（2018 年）11 月 27 日に、当該対象者に対し、「ご連絡」と題する書面を送付し、同年 12 月 3 日を期限として、当委員会委員宛に直接回答するよう要請した（受付終了は同月 10 日）。その結果、社外アンケート調査に対し、36 名（社）の回答を得た（回答率 53.7%）。なお、そのいずれの回答についても、当委員会が直接開封した。

ウ 社外アンケート調査の項目

社外アンケート調査の項目の内容は、下表のとおりである。

| 項目（概要） |
|---|
| 1(1) 当社の取引において、実態と異なる又は経済性に合わないと思われる取引が行われているのを見た（聞いた）ことがありますか。 |
| 1(2) 前問の回答が「ある」の場合、取引時期や具体的な取引態様について記載して下さい。 |
| 2(1) 当社の役員若しくは職員（既に退任・退職している者を含みます。）より、実態と異なる若しくは経済性に合わないと思われる取引に応じるように要求されたこと、又は第三者に対し要求しているのを見た（聞いた）ことがありますか。 |
| 2(2) 前問の回答が「ある」の場合、要求された経緯（第三者に対しての場合には要求されている場面）、具体的な取引態様について記載して下さい。 |
| 3(1) 貴社から当社に対する取引に関する請求書について、当社の役員若しくは職員が作成を担っていたことがありますか。 |
| 3(2) 前問の回答が「ある」の場合、その経緯、具体的な取引態様について記載して下さい。 |
| 4 その他、当社との取引において、不正の疑義があると貴社において認識する行為や不可解な取引等を要求されたことがある場合、又は、行われているのを見た（聞いた）ことがある場合、時期や具体的な取引態様について記載して下さい。 |

エ 社外アンケート調査の回答結果に対する対応

² 2018 年 11 月 27 日時点の取引先を対象とした。